

「道路の将来交通需要推計に関する検討会」規約

(設置)

第1条 道路局に道路の将来交通需要推計に関する検討会（以下「検討会」という）を置く。

(目的)

第2条 検討会は、道路の将来交通需要推計において必要となる今後の交通動向の把握、推計モデルの妥当性等について検討を行い、必要な助言を行うことを目的とする。

(委員)

第3条 委員は、有識者のうちから、道路局長が任命する。

2 委員は、非常勤とする。

3 委員の任期は、1年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(委員長)

第4条 検討会に、委員長を置く。

2 委員長は、委員のうちから、道路局長が任命する。

3 委員長は、会務を総理し、検討会を代表する。

4 委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(議事)

第5条 検討会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

2 検討会の議事は、委員で会議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(公開)

第6条 会議は、公開とする。

2 会議の議事録及び議事要旨は、会議の都度作成し、公開するものとする。

3 会議資料は公開することを原則とする。ただし、資料の提出者の同意が得られない場合は、その旨を明示した上で非公開とすることができる。

(事務局)

第7条 検討会の事務局は、国土交通省道路局企画課道路経済調査室に置く。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、委員長が検討会に諮って定める。